

情報モラル教育に関する研究(2)

～鹿児島県内小・中学校教師の意識と実態～

A Study on Informatics Moral Education(2)

～ Consciousness and Attitudes of both Elementary and
Junior High School Teachers in Kagoshima Prefecture ～

園屋高志*・辻慎一郎**

SONOYA Takashi · TUJI Shinitirou

キーワード：情報モラル、情報モラル教育、情報教育、教師の意識と実態、現職教育

1. はじめに

現在学校へのコンピュータやインターネットの導入が急速に進んでいるが、それに伴い、マナー や情報モラルを指導する情報モラル教育が必要となってきた。

筆者らはその必要性に着目して、情報モラル教育の進め方について研究しており、筆者の1人である辻は、これまでに技術・家庭科と総合的な学習の時間を使って、中学校における情報モラル教育を実践してきた¹⁾。

その上で、筆者らは今後情報モラル教育を進めるには、まず情報モラル教育に関する教師の意識や学校での指導の実態を知ることが必要と考えている。しかし、情報モラル教育に関するこのような調査結果で公表されているものは少ない。

その一つに、児童生徒、教師、保護者を対象に調査した「情報化が子どもに与える影響」に関する調査報告書²⁾がある。これによると、たとえば、教師への調査では「子どものコンピュータやインターネット利用に対する心配に関しては、有害情報に接することや、金銭的負担の増加や生活リズムの乱れなどを中心に、特に小・中学校教師の不安が高いことが伺える」としている³⁾。また、コンピュータやインターネットの使用に対する教師の指導は、小・中学校教師のほとんどが「頻繁に指導している」または「時々指導している」と答えているが⁴⁾、その指導内容は明らかに

されていない。

そこで筆者らは、上述の調査よりも具体的に、指導の必要性と、どんな内容をどんな時間に指導しているかを知るための調査を、鹿児島県内の小・中学校教師を対象にして実施した。本論文はその調査結果について述べたものである。

2. 調査の実際

2-1. 調査内容

調査内容は「マナーやモラルの指導の必要性」、「実際に指導しているか」「指導している場合、どんな内容をどんな時間にか」ということである。具体的には3章の調査結果の中で述べる。

2-2. 調査方法

鹿児島県内7市町の教育委員会を通して、その管内の全学校に調査紙を配布し、全教師に回答(無記名)を依頼した。この市町の選定にあたっては、市町の規模や地域が偏らないように考慮している。調査時期は、2001年9月中旬～2001年11月下旬である。

なお、この調査では同時に、授業でのコンピュータやインターネットの利用に関する意識と実態も調査しているが、それについては既に報告している⁵⁾。

2-3. 回答者

回答校は、小学校53校、中学校16校、小中併設校3校、計72校。全有効回答数は小学校566名、中学校251名、合計817名である。

* 鹿児島大学教育学部附属教育実践総合センター

**鹿児島県三島村立三島小中学校

3. 調査結果

3-1. マナーやモラルの指導の必要性

(1) 必要だと思う者

マナーやモラルの指導の必要性について、以下の質問の回答結果を図1に示す。なお無回答は除外している。

「Q1. コンピュータやインターネットを利用する際のマナーやモラルの指導は必要だと思いますか？」

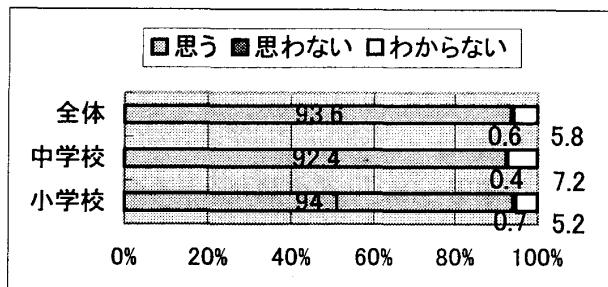


図1：マナーやモラルの指導の必要性

図1に示したように、ほとんどの者が指導が必要だと思っていることがわかる。

(2) 指導の必要な理由

次にその理由を自由記述で書いてもらったが、その書かれたものを筆者らが整理してまとめた結果を表1（最後の頁に掲載）に示す。実際に書かれていた文章はその一部を本文末に資料として示した。これらを含めてすべての記述を筆者らが読んで分類したものが、表1である。同表には、参考までに、各項目に該当するような趣旨の記述を一例ずつ列挙してある。同表の「コンピュータウィルス」や「肖像権」の記述例のように、一人の記述に複数の項目が含まれているものもある。この記述を分類する際には、筆者らの主観が入っているので、厳密ではないがおおまかな目安を表しているものと思われる。

なお、表1の数値は、Q1で「思う」と回答した者の中で、理由を記述してある者（小学校で70.1%、中学校で71.0%、全体で70.4%）に対する割合（%）を示している。

同表に示したように、「公共心、道徳心」に関するものがもっとも多かった。すなわち、「ルールやマナーはどんなことをする場合でも必要だから」という意見に代表されるように、通常の公共

心・道徳心と同様にとらえて、その必要性を述べたものが多い。第2位は「プライバシーの流出問題」に関するもので、これを懸念している教師が少なくないことが伺える。また、第3位は「正しいPC、PC室の使い方」で、基本的なマナーとして教えるべきことである。

一方、出会い系サイトやコンピュータウィルスの問題は、一般には問題となっているが、学校ではまだ身近には感じていないのか、それを理由に挙げた者は少なかった。

3-2. マナーやモラルの指導の実際

前問で、指導が必要だと「思う」と答えた者に対して、次のように指導の実際を尋ねた。その結果を図2に示す。

「Q2. あなたは、コンピュータやインターネットを利用する際のマナーやモラルの指導をしていますか？」

1. 計画的に（教育課程に記載して）指導している
2. 適宜指導している
3. 指導していない

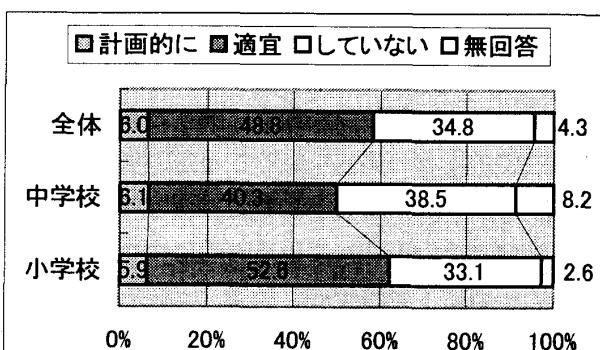


図2：指導の実際 (小学校-中学校間1%で有意差あり)

同図に示したように、「計画的に（教育課程に記載して）指導している」者はまだ少ないが、「適宜指導している」者は半数近く（48.8%）あった。一方「指導していない」者は約1/3であった。また、「計画的に」と「適宜」を合わせると、小学校の方が中学校よりも多かった。

3-3. 指導の内容と時間

前問で「計画的に」及び「適宜」指導している者に対して、「それはどんな内容であるか」と「どんな時間を利用して指導しているか」を問うた。これらの質問では、図3（最後の頁に掲載）

及び図4に示したような項目を選択肢として用意し、複数選択してもらった。結果は同図の通りである。図中の数値は、「計画的に」及び「適宜」指導していると答えた者に対する割合である。

(1) 指導の内容

図3でわかるように、全体では「プライバシーの侵害」(51.2%)と「著作権の保護」(50.7%)が半数を超えていた。このうち、「プライバシーの侵害」問題は、前述の3-1で述べた「指導の必要な理由」でも多かった方である。

一方、「肖像権の保護」(22.2%)、「出会い系サイトへの対応」(12.1%)、及び「コンピュータウィルスへの対応」(11.6%)は少ない方であるが、前述の「指導の必要な理由」でも、これらに関する記述が少なかったので、指導の必要性を感じていないこと、またその機会も少ないとと思われる。

なお、「アダルト情報への対応」「肖像権の保護」及び「出会い系サイトへの対応」は、中学校が小学校より多かった。「アダルト情報への対応」と「出会い系サイトへの対応」は、やはり中学校の方が関心が高いものと思われる。

ところで、この質問で「その他」として記述されたものは、次のことであった。

(ア) 小学校の場合

- ・使い方など (4名)
- ・基本的な操作法 (2名)
- ・正しい操作の仕方
- ・パソコン使用時の約束 (2名)
- ・使い方のマナー
- ・コンピュータの丁寧な使い方
- ・パソコン設定の変更をしないように
- ・コンピュータ室でのマナー
- ・ゆずりあい
- ・整理整頓
- ・CDの保管場所など
- ・後始末等 (2名)
- ・むやみに検索しない。
- ・発信時の子どもの人権保護
- ・アニメやその他メディアのページ
- ・情報を全て信じきらない。情報に対する自分の意見の尊重

(イ) 中学校の場合

- ・ほぼ全般的に
- ・パソコン室の利用の仕方
- ・設備の利用法
- ・設定をかってにかえない
- ・システムをかえない
- ・コンピュータを扱う際の注意等
- ・壊さないように扱わせている
- ・私物化しないこと
- ・個人情報の保護
- ・アクセス制限

以上のように、モラルというよりもマナーに関する内容の記述であった。用意された選択肢がモラルに関するものだけであったからだろう。特に小学校の場合、使い方など基本的なことに関するものが見られるのは当然であろう。

(2) 指導の時間

これについては、図4の通りである。

同図のように、半数以上が「総合的な学習の時間」を挙げていた。

また、「教科」を選んだ者に、具体的に教科名を記述してもらったが、その結果は表2（最後の頁に掲載）のようであった。表の数値は、「教科」と回答した者に対する割合(%)である。同表に示したように、小学校では「社会科」(36.2%)が、中学校では「技術・家庭科」(53.5%)が多く、全体では、「社会科」(29.9%)が多かった。

なお、情報モラルを「道徳」で教える例もあるが、まだ少なかった。

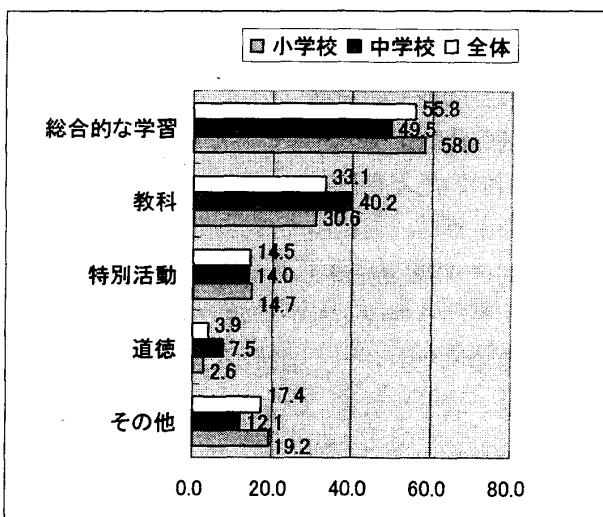


図4：指導の時間

ところで、この質問で「その他」の回答には以下ののような時間が挙げられていた。

(ア) 小学校の場合

- ・コンピュータ使用時（7名）
- ・パソコンを使って授業をする時（3名）
- ・コンピュータやインターネットを活用した授業を行っているとき
- ・インターネットを利用する際
- ・インターネットや電子メールを紹介する授業
- ・インターネット学習
- ・コンピュータ指導の時間
- ・創意の時間（5名）
- ・特定の時間を設けず、その都度指導している（3名）
- ・休み時間（2名）
- ・放課後
- ・昼休み（3名）
- ・必要に応じて
- ・パソコンアドバイザーのとき
- ・クラブ、子どもが使うとき、必要なとき。
- ・朝の会や帰りの会での話
- ・委員会活動

(イ) 中学校の場合

- ・パソコンを使用する時のみ
- ・教科に限らずパソコン利用時
- ・パソコンの自由時間の利用者
- ・フリータイム
- ・部活動 放課後（美術部）
- ・短学活など時期・場合に応じて
- ・学活
- ・普段の会話の中で。
- ・休憩時間等での会話
- ・会話の流れ上で
- ・気がついたときに

以上のように、とにかくコンピュータを使っている時にその都度指導している様子が伺える。

「情報」という時間がない現状では、その形での指導が現実的であろう。前述のQ2で「適宜指導している」者が半数近くいることを述べたが、その具体的な形をこの記述は示していると言える。

4. まとめ

鹿児島県内の小・中学校教師を対象に、情報モラルやマナーの指導に関する意識や実態について調査した結果を述べた。ほとんどの教師が指導の必要性を感じていること、また計画的に（教育課程に記載して）指導している者は少ないが、適宜指導している者は半数近いことなどがわかった。

ところで、文部科学省は最近「情報教育の実践と学校の情報化～新「情報教育に関する手引」～」を出したが⁶⁾、その中で情報モラル教育に関しては、「第6章第3節 学校の情報化の配慮事項 1. 不適切な情報への対応」において、次のように記述されている⁷⁾。

「(対策の一つとして、フィルタリングなどについて述べた後) このような方法を用いて不適切な情報を児童生徒の目に触れさせないことはもちろん大切であるが、学校教育において大切なことは、情報教育を通じて、溢れる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化の影の部分についての理解を深め、情報モラルの育成に努めることである。」

このように、「対策的」に対応していくのではなく、的確な教育をしていくことの重要性が指摘されている。また、「しかし、こうした不適切な情報への対応のための指導は、情報教育だけで行われるべきものではない。生徒指導の充実とともに、学校教育全体として、日頃より、道徳性の涵養とともに……」として、学校教育全体の中での取組に位置づける必要性を述べている。

本文の調査結果の中でも述べたように、情報モラル指導の必要理由の自由記述に、「ルールやマナーはどんなことをする場合でも必要だから。」というのが少なからず挙げられていたが、これは単に情報教育の場だけに関わることではないので、上述のように、学校教育全体の中での取組として進めていくことは当然のことであろう。

また、本研究では児童・生徒に対する情報モラル教育を考察しているが、たとえば長野県総合教育センターでは、児童・生徒に教える前にまず教師自身の情報モラル研修が必要であることを指摘しており⁸⁾、著作権を中心とした教師のための情報モラル研修を始めている。

筆者らも自分自身のことと照らし合わせてそれを痛感している。今後、教師、児童・生徒双方に情報モラル教育を推進していくことが望まれる。そのためにも、たとえば文献⁹⁾にあるような「指導事例」が数多く提示され、その実践結果が集積され公開されていくことが期待される。

最後に、調査にご協力いただいた鹿児島県内7市町の教育委員会及び学校に謝意を表します。また調査結果について有意義な助言をいただいた、鹿児島市立緑丘中学校田中伊穂子教諭に感謝します。

[参考文献]

- 1) 辻慎一郎・園屋高志：情報モラル教育に関する研究～中学校における実践と評価～、鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要、第11巻、2001年11月、pp. 105-118
- 2) 財団法人コンピュータ教育開発センター：「情報化が子どもに与える影響」に関する調査報告書、2001年3月
- 3) 同上文献、p. 39
- 4) 同上文献、p. 38
- 5) 園屋高志：授業でのコンピュータ利用に関する小・中学校教師の実態と意識、日本教育情報学会・教育情報研究、第18巻、第1号、2002年6月、pp. 3-12
- 6) 文部科学省のWebページの中で公開された。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/index.html
- 7) 同上文献のp. 126
- 8) 守屋郁男：著作権を中心とした教師のための情報モラル研修、日本教育工学会第17回全国大会講演論文集、2001年11月、pp. 549-550
- 9) 財団法人コンピュータ教育開発センター：インターネット活用のための情報モラル指導事例集、2001年3月

[資料]

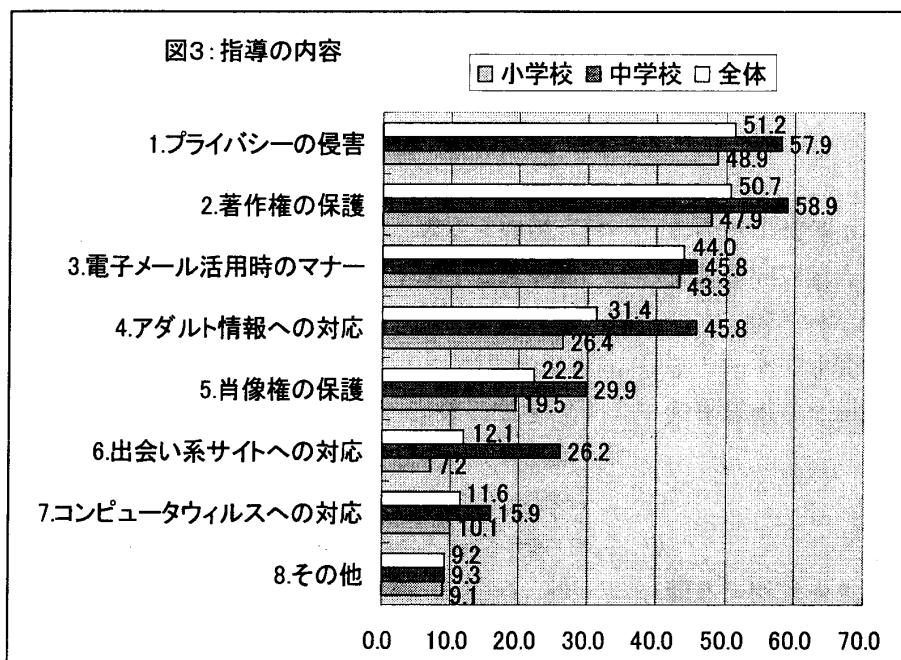
「コンピュータやインターネットを利用する際のマナーやモラルの指導は必要だと思う理由」の自由記述（原文のまま一部を抜粋）
(ア) 小学校

- 1) ルールやマナーはどんなことをする場合でも必要だから。
 - 2) 不特定多数の人間が利用する以上、お互いが不愉快な思いをしないためには、自ずとマナー やモラルが必要となってくる。
 - 3) 子供たちがコンピュータを有効利用できるようになるためには、早目にマナー等教えることが大切だと思う。
 - 4) 何のためにコンピュータやインターネットを使って学習しているのかをわからせる必要がある。
 - 5) 掲示板への書き込み、質問のメールを書くときなど、相手を傷つけることのないように。顔がみえないからこそ、普段の対人マナー等と同等あるいはそれ以上の意識をもつことが必要であるため。
 - 6) 今までの教育では扱わなかった分野だが、今後ネットワーク社会が発展してくれば必ず、「コンピュータの向こう側に人がいる」という意識を教えることが不可決。
 - 7) 相手（人）が目の前にいないとき、どのように相手に配慮すべきかをしっかりと、身につけておく必要がある。
 - 8) 著作権や肖像権など大切にしていかなければならぬ権利があるし、小さな頃からきちんと指導しておくべき事だと思うから。
 - 9) インターネットを利用した悪質な事件等、現実に起こっているから。
 - 10) 個人情報を載せる危険性など。知っておくべき。
 - 11) 教育上支障のあるホームページもあるため、興味本意で勝手にホームページを開かれると困る。
- (イ) 中学校
- 1) 学校の設備であり、授業で活用するからは、マナーやモラルがきちんとしていかなければ、授業としてなりたっていかないと思うから。
 - 2) 勝手にどこへでも接続すると、道徳的な問題や、そして、経費の問題や、トラブル発生のおそれ等があるので。
 - 3) 野放しにすると、ウイルス感染や著作権侵害を起こす可能性もあるため。

- 4) 生徒が興味本位で有害情報にアクセスしてしまうのを防ぐ必要がある。
- 5) 情報の取捨選択、真偽などしっかり学習させる必要がある。的確な判断力がないと正しく情報を使えないと思う。
- 6) コンピュータが目の前にあるとはいっても、本人を目の前にした実際の人間関係（信頼）づくりと何らかわりないから。むしろ、より慎重に指導したい。

順位	項目	小学校	中学校	全 体	記 述 の 例
1	公共心、道徳心	22.8	28.7	24.6	ルールやマナーはどんなことをする場合でも必要だから
2	プライバシーの流出や侵害の問題	17.4	14.6	16.5	プライバシーを守る、個人情報を守るということはコンピュータを使う際必要であるから
3	正しいPC、PC室の使い方	11.1	17.1	13.0	やはり使用する際には十分児童に指導しておかなくては誤った使い方をする
4	悪用、トラブル、危険、犯罪の心配	10.6	10.4	10.5	そのことがコンピュータ犯罪などを防ぐ手段の一つになるとと思う
5	人権の尊重	11.1	4.9	9.2	メールなどで人を傷つけてしまうから
6	有害情報サイト	9.0	9.1	9.0	子供には有害となる情報があるから
7	人ととのやりとりの意識	9.2	6.7	8.5	人間関係をそこなわない利用の仕方が大事だと思う（心情、交わり等）
8	著作権	8.4	7.9	8.3	著作権に関する意識が弱いため
9	情報検索、選択、活用の仕方の理解	6.0	6.1	6.0	だれでも簡単に情報を得られるだけに、その情報の信頼性や自分が発する情報の責任など、しっかりと指導すべきだと思う
10	PCやインターネットを使う意義の理解	4.9	4.3	4.7	利用する際の目的を自覚させる必要があるから
11	コンピュータウィルス	0.5	2.4	1.1	ウィルスや出会い系サイト、クレジット番号の盗用など、コンピュータに絡む事件が多発している
12	出会い系サイト	1.1	0.6	0.9	インターネットを使用する人間の事件などがあるので。（出会い系サイトなど）
13	肖像権	0.8	1.2	0.9	著作権や肖像権など大切にしていかなければならない権利があるし、小さな頃からきちんと指導しておくべき事だと思うから
14	その他	10.6	11.0	10.7	一歩まちがえば、法律にふれるので。情報教育の一つとして不可欠

表1：指導の必要な理由（5位：「人権の尊重」が小学校－中学校間に有意差（5%）あり）



	小学校	中学校	計
国語	9.6	9.3	9.5
社会	36.2	16.3	29.9
算数	7.4	—	5.1
数学	—	2.3	0.7
理科	16.0	2.3	11.7
生活	6.4	—	4.4
英語	—	4.7	1.5
音楽	1.1	2.3	1.5
図工	3.2	—	2.2
美術	—	4.7	1.5
技術・家	—	53.5	16.8
保健	1.1	0.0	0.7
計	80.9	95.3	85.4

表2：「教科」で指導した者の教科名

図3：指導の内容（小学校－中学校間に有意差：項目4及び6(1%)、項目5(5%)）